

特許制度小委員会 医療行為ワーキンググループについて

1. 目的

知的財産戦略会議が策定した知的財産戦略大綱においては、再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いを明確化すべく、2002年度中に法改正及び審査基準改訂の必要性について検討し、結論をうることとされている。このため、特許制度の改革が必要な事項について審議を行う産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に医療行為ワーキンググループを設け、集中的に審議を行う。

2. 当面の検討事項

本ワーキンググループでは以下の事項について審議を行い、その成果を特許制度小委員会に報告する。

医療行為を特許法の保護対象とすることの是非

従来の審査基準では医療行為に関する技術は「産業上利用することができる発明」に該当しないとして、これに特許権を付与しないこととしている。この整理を変更して医療行為を特許権付与の対象とすることの是非及び具体的方向性について検討する。

医師等による行為に対する特許権行使制限の是非

仮に医療行為に関する技術に対して特許権を付与する場合に、特許権者は医療現場で医療行為に従事する医師等に対して特許権を行使しうることを制限することの是非及び具体的方向性について検討する。

3. スケジュール

10月16日(第1回)	医療行為関連技術の特許制度における現状と課題
11月14日(第2回)	検討
12月5日(第3回)	取りまとめ 必要に応じて審議期間は延長する。

医療行為ワーキンググループ委員名簿

相澤 英孝	早稲田大学アジア太平洋研究センター教授
宇都木 伸	東海大学法学部教授
大野 邦夫	旭メディカル株式会社技術最高顧問
片山 英二	阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士
熊谷 健一	九州大学大学院法学研究院助教授
澤 倫太郎	社団法人日本医師会常任理事
菅沼 正司	株式会社キャンバス代表取締役社長
竹田 稔	竹田稔法律特許事務所弁護士・弁理士
津國 肇	津国特許事務所弁理士
長井 省三	山之内製薬株式会社特許部部長
古川 俊治	株式会社ジービーエス研究所社長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科助教授